

岩手県市町村総合事務組合規則第14号（令和7年10月6日公布）

市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																										
(休業補償を行わない場合) 第11条 条例第10条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) (略)	(休業補償を行わない場合) 第11条 条例第10条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) (略)																										
別表第2（第11条の3関係）	別表第2（第11条の3関係）																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>介護をする状態の区分</th><th>介護を受けた日の区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常時介護を要する状態</td><td>(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</td><td>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が<u>177,950円</u>を超えるときは、<u>177,950円</u>）</td></tr> <tr> <td>(2) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">随時介護を要する状態</td><td>(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</td><td>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が<u>88,980円</u>を超えるときは、<u>88,980円</u>）</td></tr> <tr> <td>(2) (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	介護をする状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>177,950円</u> を超えるときは、 <u>177,950円</u> ）	(2) (略)	(略)	随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>88,980円</u> を超えるときは、 <u>88,980円</u> ）	(2) (略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>介護をする状態の区分</th><th>介護を受けた日の区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常時介護を要する状態</td><td>(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</td><td>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が<u>186,050円</u>を超えるときは、<u>186,050円</u>）</td></tr> <tr> <td>(2) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">随時介護を要する状態</td><td>(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）</td><td>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が<u>92,980円</u>を超えるときは、<u>92,980円</u>）</td></tr> <tr> <td>(2) (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	介護をする状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>186,050円</u> を超えるときは、 <u>186,050円</u> ）	(2) (略)	(略)	随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>92,980円</u> を超えるときは、 <u>92,980円</u> ）	(2) (略)	(略)
介護をする状態の区分	介護を受けた日の区分	金額																									
常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>177,950円</u> を超えるときは、 <u>177,950円</u> ）																									
	(2) (略)	(略)																									
随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>88,980円</u> を超えるときは、 <u>88,980円</u> ）																									
	(2) (略)	(略)																									
介護をする状態の区分	介護を受けた日の区分	金額																									
常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>186,050円</u> を超えるときは、 <u>186,050円</u> ）																									
	(2) (略)	(略)																									
随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>92,980円</u> を超えるときは、 <u>92,980円</u> ）																									
	(2) (略)	(略)																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																											

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、令和7年8月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

岩手県市町村総合事務組合規則第15号（令和7年10月6日公布）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（令和7年岩手県市町村総合事務組合規則第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (市町村職員退職手当支給条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2・3 (略) (市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。次項において「旧刑法」という。）第16条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合、第2条の規定による改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則第9条第1号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (市町村職員退職手当支給条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2・3 (略) (市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 この規則の施行前にした行為に対する<u>刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項及び次項において「旧刑法」という。）</u>第12条に規定する懲役（以下この項及び次項において「懲役」という。）、<u>旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項及び次項において「禁錮」という。）</u>若しくは<u>旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項及び次項において「旧拘留」という。）</u>の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは<u>旧拘留の刑の執行を受けている者</u>に対する第2条の規定による改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則第9条第1号の規定の適用については、<u>懲役若しくは禁錮又は旧拘</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>5 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は<u>旧刑法第16条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている場合</u>、第3条の規定による改正後の市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第11条第1号の規定の適用については、<u>拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているもの</u>とみなす。</p>	<p><u>留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。</u></p> <p>(市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>5 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は<u>旧拘留</u>の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者又は<u>留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者</u>に対する第3条の規定による改正後の市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第11条第1号の規定の適用については、<u>懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。